

消費者庁消費者制度課 意見募集担当宛て

件名：「消費者契約法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」等に関する意見

氏名	(フリガナ) 特定適格消費者団体・適格消費者団体 特定非営利活動法人 消費者支援ネット北海道 上記理事長 松久 三四彦
住所	〒060-0004 札幌市中央区北4条西12丁目1番55 ほくろうビル3階
所属	(会社名) (フリガナ) (部署名)
電話番号	011-221-5884
電子メールアドレス	info_hokkaido@hocnet1222.jp
意見	<ol style="list-style-type: none">1 該当箇所 消費者契約法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)31条2号2 意見の趣旨 上記の31条2号には「これらの手続の実施に支障を及ぼすおそれがないと認められるもの」という限定が付されているが、むしろ、「これらの手続の実施に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。」として、積極的に弊害が予想される場合に限って例外的に不提供とするべきである。3 意見の理由 消費者契約法の改正の趣旨は、適格消費者団体に対して、現在は結果概要として公表されているものよりも情報提供の範囲を拡大する点にあると理解している。しかし、改正案に付された上記の限定を厳しく解すると、結果的に情報提供の範囲が拡大されなくなる可能性がある。そこで、提供をしない場合が例外的であることを明確にすべきである。